

JEF 獣医規程の改定ポイント

4月1日施行のJEF 獣医規程の改定ポイントは次のとおりです。

- ◆ 第1052条（厩舎の保安管理）にFEI 獣医規程に準じて、「**4. 厩舎の通路には馬を繋いで（張って）はいけない**」を追加しました。馬を繋ぐ場合は洗い場または馬房内とし、通路に馬を繋ぐことによる事故の防止に努めてください。

- ◆ 第1012条（乗馬登録証等の査閲）に規定している「健康手帳と乗馬登録証の携行義務」に違反した場合の制裁として、以下の2項目を導入しました。

- ・ **入厩時に健康手帳を不携行：馬管理責任者に10,000円の罰金／競技会期間中に提出することを条件に出場を許可**

- ・ **健康手帳を提出せずに退厩：当該馬は当該競技会から失格**

健康手帳は馬インフルエンザ予防接種実施要領を満たしていることを確認するために必要な書類であり、それが確認できない場合は入厩が認められません。しかし、携行を忘れた場合の救済措置として、入厩検査において健康手帳の写真／コピーの呈示をすることにより、大会獣医師は要件を満たしていることを確認した上で入厩／出場を許可することができます。その上で、馬管理責任者は大会期間中に現物を届けてもらって提出する必要があります。退厩時まで健康手帳を提出できなかった場合は、その馬の成績はすべて失格となります。

なお、健康手帳不携行の場合は、従来の馬インフルエンザ予防接種実施要領違反と同様に、大会獣医師ならびに審判長が署名した通知書を主催者が日馬連に提出し、日馬連から馬管理責任者宛に罰金の支払いに関する文書を送付します。

- ◆ **馬インフルエンザ予防接種実施要領**

以下の内容が昨年4月1日に改正され、本年1月1日に発効しています。

馬インフルエンザ予防接種の2回の基礎接種の間隔は21日以上・**60日以内**、また、2回目の基礎接種から最初の補強接種までの間隔は**6カ月+21日以内**です。